

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

項目・申請方法等検討部会（第14回）

議事録

1 開催日時：令和7年9月26日（金）14：00～16：00

2 開催場所：WEB会議

3 議題

・建設工事等の入札参加資格審査申請の申請項目・必要書類の共通化について

4 議事概要

・事務局から資料1に沿って、意見照会の結果を踏まえた建設工事等の入札参加資格審査申請に係る申請項目・必要書類のたたき台の対応方針について説明。その後、事務局から資料2、3（建設工事）及び資料4、5（測量・建設コンサルタント等）により、申請項目・必要書類の案について、構成員と意見交換を実施。

【意見交換】

○構成員 ●総務省

➢ 建設工事等の申請項目・必要書類の案について

（資料2-申請項目一覧項番5「業者種別」についての意見）

○ 本団体では、県と市町村で共同審査を行っているが、項番5のうち、「経常JV」については申請件数がごく少数となっている。したがって、今回の共通化に必ずしも合わせずとも、申請者、審査者双方にとって大きな負担とはならないと考えられ、別申請の形式で対応することも妥当と考える。

（資料2-申請項目一覧項番17「営業所情報・受任者情報」についての意見）

○ 都道府県ごとに、建設工事と測量・建設コンサルタントで、同一の営業所の登録を求めている運用と、営業所を分けて登録できるようにしている運用の、どちらが多いのか確認いただきたい。また、物品・役務等の営業所の登録数と、測量・建設コンサルタン

トの営業所の登録数について、幾つまで登録できるか考える必要があると思うがいかが
か。

- 1点目については、改めてお示しできればと思う。
2点目について、昨年度の物品・役務等の検討における議論では、一つの営業所のみ登録をするといった形で取りまとめたが、今回の議論を踏まえ、物品・役務等と測量・建設コンサルタントの考え方をどのように整合性を取るかということについては、改めて議論させていただく必要があると考えている。
- 今後、建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・役務等の区分が共通化システムにて取り扱われると認識しているが、それぞれの申請区分で登録する営業所について、統一するか、あるいは、申請区分ごとに登録できるようにするか、現時点での想定をご教示いただきたい。
- それぞれ異なる業種の資格として登録するため、現時点においては申請区分ごとに登録させることを想定しているが、統一することが合理的だとお考えか。
- 本団体では、現行、全ての申請区分・業種で一つの名義人しか登録できない運用をしているが、運用に難航し、また、事業者からも難しいという御意見があり、今後の新しいシステムでは、建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・役務等の4申請区分それぞれに、独立した名義人を登録できるようにする予定。

(資料2-申請項目一覧項番21-2「技術者資格」についての意見)

- 項番21-2「技術者資格」について、細かく区分を設けた場合、共通システムだけではなく、各団体の後続システムへの連携に係るメンテナンスが困難となると思われるため、経営事項審査情報やCCUS等の外部データの連携項目のみとし、各自治体で必要な情報があれば、個別の申請内容としていく方法も考えられる。

(資料2-申請項目一覧項番45「所在地区分」についての意見)

- 項番45「所在地区分」について、項番8「本社情報」の市区町村の区別から、団体側でどの区分に該当するかを集計できるため、不要と考える。
 - 建設工事等の経営事項審査情報の確認方法について
 - 本団体の確認方法としては、最新の経営事項審査ではなく、審査基準日を設け、その

期間内の決算日を対象にデータ連携をしている。例えば、今年度申請であれば、令和6年の7月から令和7年の6月までの決算日を対象としており、同一決算期・同一審査基準日で複数の経審結果が出ることは基本的に起こり得ない。

- 建設工事等に係る入札参加資格審査の業種の共通化について
- 29業種に統一したほうがよいと考える。本団体では、県内市町村の共同受付を行っているが、自治体ごとに独自の申請項目を設けると、団体及び事業者の負担が増大してしまう。したがって、団体、事業者双方の負担軽減の観点から、全国共通としたほうがよいと考える。
- 本団体は基本的に29業種のみで運用している。域内の事業者が入札に参加しやすくなるよう独自業種を設けている団体があると推察されるが、こうした独自取組の対象件数が多くないのであれば、共通システムには含めず、各自治体において別途申請窓口を設ける対応も考えられる。
- 本団体では、40業種で運用している。特に、電気工事について、細分化されており、「電気工事」や「受変電設備」、「屋外照明」等の約5業種で構成されている。業種を細分化し業種ごとに異なる等級判定を設けることで、発注工事によって目的、ターゲットとする事業者を分けているという背景があるように思われる。例えば、「電気工事」と「屋外照明」では事業者の規模や分布が異なるため、経審の点数による線引きを一律とすると偏りが生じ、適切な発注につながらない可能性がある。そのため、大型工事については「電気工事」業種として区分し、高い点数を基準に等級を設定し、小規模な「屋外照明」のような工事については、足切り点数を低めに設定することで、工事の内容に応じた事業者選定を行っている。
- 本団体では一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）の電子入札コアシステムを利用している。本団体のカスタマイズでは、1案件につき1業種のみ登録可能となっており、例えば、「電気工事または機械設備工事」、「電気工事かつ機械設備工事」といった複数の許可業種にまたがる工事案件について、システム上、登録ができない仕様となっている。したがって、複数業種にまたがる工事内容に応じ独自の業種区分を設けることで、システム上で登録できるよう運用している。
- 建設業法の29業種に合わせるよう求められた場合には、可能な限りそれに準じた対応を行うよう努めていく。現在の40業種の区分を維持することには固執していない。

- 本団体では、大分類として独自に設定している業種16業種があり、大分類下の小分類に建設業許可の業種に該当するような業種を45業種設けている。29業種の運用に合わせる場合、入札手続きの見直し等が必要になるとを考えている。
- 本団体は、県内市町と共同受付をしているが、共通で審査する部分は、29業種の建設業許可の所有の有無のみで、各自治体の設定した独自の項目については、それぞれの自治体が個別に審査を行う運用となっている。共通システムでは業種区分を29業種として固定的に運用するのではなく、建設業許可の有無のみ審査するという運用でよいと考える。
- 共同受付に参加している自治体ごとに業種を設定しているとのことだが、実際に事業者が業種を選択する際は、システム上で29業種を登録させ確認を行い、各自治体の業種に必要な書類等は別途提出させ個別に格付けを行うイメージか。
- ご認識のとおり。実際の申請では、共通項目に29業種分のチェック項目があり、個別の審査項目として、各自治体のページで設定されている業種について入力する。ただし、希望する業種数に制限を設けている。
- 資料1 P20論点③について、第12回資料2 P16の意見は「事業者が希望する業者を入力せず」という前提であったと認識しているが、「事業者の希望する大分類の業種（29業種）のみを登録する」と記載されているのは、あえて内容を変えられたのか。
- 資料1 P20論点③の検討では、まず大分類の業種を29業種とする方針を整理した上で、小分類の取り扱いを検討しており、事業者が希望する大分類の業種を選択し、小分類は、データ連携によって認定する方法も考えられるという趣旨で挙げている。第12回資料2 P16の意見とは趣旨が一部異なっているが、あえてこのような考え方に基づいて記載している。
- 本団体は、業種にコリンズ工種というデータをひもづけており、現時点の業種数は約102である。システムとしてかなり手の込んだ実装がされており、業種数を29に変更する場合、このロジックの変更が非常に大きな影響を及ぼすと考えられる。
- 業種をコリンズの業種にひもづけ、細分化している理由をご教示いただきたい。
- 入札時に用いる「格付け」の運用と、現在議論されている29業種への集約に関する「資格審査」が、密接に関連していることが最も強い理由と思われる。

本検討会の前提として、格付けについては、共通システムの外で運用されるものと認識しているが、本団体では、格付けと資格審査を一体的に運用しているため、入札時の

利便性や制度運用の効率性を踏まえ、あらかじめ業種区分を分けて整理するという考え方に基づき、現在の運用方針が構築されていると考える。

- 本団体では、29業種に加え、便宜上29業種に該当しにくいものがあるときに使用する「その他」を設けているが、基本的には29業種をベースとすることに賛成である。事業者がどの業種で申請すべきか迷わないようにするために、小分類は可能な限り少なくし、建設業法に基づいた明確な基準に沿って設定することが望ましいと考える。
- 事業者から、業種と資格の対応関係やその取り扱いに関して御質問や御意見をいただくことはあるか。もしあれば、ご教示いただきたい。
- 本団体では、例えば「橋梁上部工事」という独自の業種があり、「土木一式工事」か「鋼構造物工事」かのどちらかで登録ができる。大きな工事のジャンルに対して個別の許可を設ける形になっている。ずっとこの業種設定でやっているが、今のところ事業者からの問い合わせはあまりないと認識している。
- 資料1 P20論点③で示した自動連携の実装が叶うか否かで、論点①への対応が変わってくるのではないか。論点③の自動連携が可能であれば、各団体がそれぞれ小分類を設定していたとしても、事業者の入力工数を減らすことはできると思われ、論点①の議論は不要となるのではないか。一方で、論点③の問題点として、事業者が建設業許可を取得しているが現実的に対応できない業務についても認定されることによる、指名競争入札における入札事務等の支障が指摘されている。こういった点から、仮に論点③の対応が困難となった場合、論点①の議論に移行すべきと考えられる。
- 資料1 P20論点③で示したような自動連携が実装されることによって生じる、指名競争入札の事務処理上の課題等があれば、御意見をいただきたい。
- 指名競争入札の割合について、年々減少傾向であり、現時点で3割程度となっている。また、本団体では、業種に加え、過去の発注実績等を鑑みて指名競争入札の事業者選定等を行うため、建設業許可業種が自動で登録されていても、指名競争入札の発注体制への影響は少ない。
また、建設工事請負について、主観点の審査を廃止し、経営事項審査の客観点のみを審査しているため、許可業種を全て申請されたとしても、提出書類が増えたり無用な審査が発生したりすることではなく、資料1 P20論点③について、入札参加資格の審査運用及び指名競争業者の選定運用のいずれの観点からも、影響がないと考える。
- 本団体では、指名競争入札の割合は少なく一般競争入札が大半を占めている。

- 本団体では、一般競争入札が大半を占めており、指名競争入札は年間1、2件程度の割合でしか行っていない。
- 本団体では、一般競争入札と指名競争入札の割合はおおよそ同程度となっている。周辺自治体においても、令和3年度ごろから急速に一般競争入札化を進めた背景があり、本団体でも指名競争入札が大半を占めていた状況から、一般競争化を進めている。また、経営事項審査の客観点を格付けの基準としている。
- システム上の業種の項目について、事業者が希望する業種を選択する形となるか。希望する業種以外についても、建設業許可所有の有無や経営事項審査を受けている業種を確認できる項目はあるか。
- システム上の業種の項目について、事業者が希望する業種を選択する形を想定している。例えば建設業許可番号については、資料2の項番7から判別できると考えられる。
- 業種の設定について、柔軟に対応するのであれば、共通申請項目に、建設業許可を所有している業種と経営事項審査を受けている業種を設定し、選択・独自申請項目に、事業者が希望する業種を設定し、各自治体が希望する業種を設定したほうがよいと考える。希望する業種が自治体ごとに異なる可能性も考えられ、「希望する業種」を共通項目とすることに疑問がある。

- 測量・建設コンサルタント等の申請項目・必要書類の案について
(資料4-申請項目一覧項番16「登録等を受けている事業」についての意見)
 - 資料4の項番16「登録等を受けている事業」にて、「測量」、「建築設計」、「建設コンサルタント」、「地質調査」、「補償コンサルタント」の5業種の申請を設定しているが、不動産鑑定業者、土地家屋、司法書士、計量証明事業者の登録状況についても、これらの申請において確認する必要はあるかご教示いただきたい。
 - 本団体では、5業種以外の不動産鑑定や土地家屋調査、司法書士等の登録状況について、参加資格要件ではないため、確認していない。
また、当該5業種については、法律や登録規定があることから、法律や登録規定に基づく分類のみ小分類として設定し、その他については、可能な限り物品・役務等に区分するとよいかと思う。特に建設コンサルタントや補償コンサルタントについては、物品・役務等と類似する業務が多いと感じるため、整理が不可欠と考える。
 - 建設工事や測量・建設コンサルタント等の技術者情報について、具体的にどのような

媒体と連携することが考えられるかご教示いただきたい。

- 本団体では、経営事項審査情報からデータ連携で該当の技術者数を、建設業許可情報からデータ連携で専任技術者情報や所有している資格等の情報を取得しているが、その他のデータについては連携していない。連携先として、例えば、国土交通省に国家資格等のデータベースが存在するのであれば、当該情報の連携を検討いただきたい。建設キャリアアップシステム（CCUS）やコリンズ・テクリスについても、他団体の例をみると、連携ができるのではないかと思う。
- 本団体では、経営事項審査や建設業許可について、連携を行っている。今度連携対象を増やすとして、例えば、建設コンサルタントや地質調査については、国土交通省がエクセルファイルの検索データベースのようなものを公開しているが、当該データベースについては、更新頻度等に課題があるため、これらの分野をデータ連携の対象とする場合には、国土交通省の協力が不可欠と考えられる。